

吹田市民プール
指定管理者募集要項

令和5年7月7日

吹 田 市
都 市 魅 力 部

目 次

1	趣旨	2 ページ
2	施設の概要	2 ページ
3	業務の範囲及び内容	4 ページ
4	指定管理期間	5 ページ
5	管理経費（指定管理料）	5 ページ
6	指定管理者として留意すべき事項	6 ページ
7	事業計画書及び収支計画書の提出	7 ページ
8	事業報告書等の提出	8 ページ
9	モニタリング・監査の実施等	8 ページ
10	指定の取消し	8 ページ
11	リスク管理、責任分担に関する事項	9 ページ
12	募集に際しての基本条件	10 ページ
13	選定基準	12 ページ
14	応募の手続き	14 ページ
15	応募にあたっての提出書類	15 ページ
16	指定管理者の選定	17 ページ
17	指定管理者の指定	17 ページ
18	協定の締結	18 ページ
19	その他	18 ページ
20	問合せ先	18 ページ

吹田市民プール指定管理者募集要項

1 趣旨

吹田市民プールは、市民の憩いの場を設け、あわせて市民の体力の向上に寄与することを目的として設置された施設であり、地方自治法の一部が改正され、「公の施設」について、民間事業者による管理運営が可能となったことにより、さらなる市民サービスの向上と施設の効果的・効率的な管理運営を行うため、指定管理者制度を導入しています。

令和6年3月に現在の指定管理期間が満了する予定であるため、新たに指定管理者となる事業者等を公募するものです。

(1) 対象施設

ア 吹田市立片山市民プール（以下、「片山市民プール」という。）

イ 吹田市立北千里市民プール（以下、「北千里市民プール」という。）

(2) 募集区分

上記2施設を一括して管理・運営していただきます。

（特定の施設のみの管理・運営はできません。）

2 施設の概要

(1) 片山市民プール

所在地	吹田市出口町3 1 番 1 号	
敷地面積	8, 6 3 7 m ²	
施設内容	<u>屋内施設</u>	
	室内（温水設備有り）25mプール（8コース）	
	管理棟	
	トレーニングルーム	4 7 6 m ²
	ランニングコース	1 2 0 m
	観覧席	1 2 0 席
	<u>屋外施設</u>	
	競泳用50mプール	（9コース）
	子供用25mプール	（6コース）
	幼児用変形プール	5 5 0 m ²

(2) 北千里市民プール

所在地	吹田市藤白台5丁目5番2号
敷地面積	20, 9 9 2 m ²
施設内容	<u>屋内施設</u>
	管理棟

屋外施設

競泳用50mプール	(9コース)
子供用変形プール	1,400㎡
幼児用変形プール	200㎡

(3) 施設の開館時間及び休館日

市民プールの開館期間、開館時間及び休館日は下記のとおりです。ただし、市が特に必要があると認めるときは、開館期間及び開館時間を変更することや、臨時に開館し、又は休館することがあります。

<夏期プール>

名 称	片山市民プール
開館期間	7月1日から8月31日まで
開館時間	(屋外プール) 月曜日～金曜日は午前10時から午後6時まで 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号、以下「法」という。）に規定する休日は午前9時から午後6時まで ※市の事業等により開館期間の前倒しや延長をすることがあります。
	(屋内プール) 月曜日～金曜日は午前10時から午後9時まで 日曜日、土曜日及び法に規定する休日は午前9時から午後9時まで

名 称	北千里市民プール
開館期間	7月1日から8月31日まで
開館時間	月曜日～金曜日は午前10時から午後6時まで 日曜日、土曜日及び法に規定する休日は午前9時から午後6時まで

<夏期以外・温水プール>

名 称	片山市民プール（屋内プール）
開館期間	9月1日から翌年の6月30日まで
開館時間	月曜日及び水曜日～金曜日は午後1時から午後9時まで 時間外貸切料金の適用を受けて使用する場合にあっては午前9時から午後1時まで 日曜日、土曜日及び法に規定する休日は午前9時から午後9時まで

<休館日>

夏期プール なし

夏期以外温水プール 火曜日及び12月28日から翌年の1月4日まで

3 業務の範囲及び内容

(1) 設置目的の遵守

指定管理者の創意工夫による利用者に対する質の高いサービスの提供を期待します。指定管理者は、施設の設置目的（市民の憩いの場を設け、あわせて体位の向上に寄与する。）を遵守し、市民が公平・平等に施設を利用できるように十分配慮するとともに、創意工夫をもって施設の管理運営を行ってください。

(2) 運営方針

市民プールの管理運営においては、市民スポーツの振興に寄与するため、誰もが快適に運動、スポーツに親しむことができるよう、常に利用者の要望等を聴取し、管理運営に反映してください。

(3) 業務の範囲及び内容

片山市民プール、北千里市民プールの管理運営を業務範囲とします。

(4) 管理業務の内容

市民プールの使用に関する業務

ア 市民プールの個人・専用使用許可申請書等の受理及び使用許可書の交付等に関する業務

イ 入場券の交付に関する業務

ウ 使用料の徴収に関する業務（キャッシュレス決済（予定）及び回数券の販売を含む。

指定管理者が徴収した使用料は市に納付していただきます。）

エ 使用料の還付に関する業務

オ 施設及び付属設備等の維持・管理に関する業務

カ その他の業務

(ア) 施設内外の日常清掃及び整理整頓に関すること

(イ) 施設使用者の秩序維持及び安全管理に関すること

(ウ) 文書等の収受に関すること

(エ) ホームページの作成及び更新に関すること

(オ) 入場及び退場者への対応に関すること

(カ) 施設使用者等の急病等の対応に関すること

ク 一括再委託の禁止

管理業務の全部又は主要な部分を他のものに委託することはできません。ただし、指定管理業務の主要な部分を除く部分についてあらかじめ市の承認を得た場合は、この限りではありません。

ケ 職員の配置

責任者を1人配置すること。職員の配置については、業務の円滑な実施及び施設の効果的な運営ができる配置とすること。

コ 自主事業

指定管理者は施設の設置目的の範囲内で、市の承認を得て自主事業を行うことができます。自主事業に係る経費は指定管理者の負担とし、収入は指定管理者の収入とすることができます。

サ 自動販売機の設置

各市民プールの敷地内に自動販売機を設置することができます。設置に当たっては自主事業の承認及び行政財産使用許可を受けてください。

行政財産使用料は、行政財産の使用料の徴収に関する条例の最低額以上とし、金額は指定管理者候補者選定時に提出する事業計画書で提案してください。行政財産の使用料は毎年度当初に市へ納付するものとします。なお、指定管理期間中に最低使用料が変動し、選定時の提案額を上回った場合は、最低使用料以上を納付するものとします。

シ 使用申請等に対する審査基準

指定管理者は、吹田市行政手続条例に規定する行政庁に該当するため、使用許可等の処分は同条例の定めに従って行うこととなります。指定管理者は、あらかじめ市と協議のうえ、審査基準、標準処理期間及び処分基準を定めることとします。ただし、基準を定めるに当たっては現行の基準を原則とし、使用許可等の処分における公正の確保、処理の迅速化、円滑化に資する場合は変更できるものとします。

ス その他

指定管理者は、現行の指定管理者が雇用している市民プールの現従事者の継続雇用の機会を設けるなど、事業の円滑な移行に配慮してください。

4 指定管理期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）

5 管理経費(指定管理料)

(1) 管理経費について、市が指定管理者に指定管理料として支払い、施設や附属設備の使用料等は市の歳入として市に納付していただきます。

各年度の指定管理料は次に掲げる額の範囲です。

令和6年度 177,923,770円以下

令和7年度 180,138,033円以下

令和8年度 182,418,724円以下

令和9年度 184,767,836円以下

令和10年度 187,187,421円以下

- (2) 指定管理料は、毎会計年度（4月から翌年3月）ごとに吹田市と指定管理者が協議し、提案された金額をもとに予算の範囲内で年度協定書において定めるものとします。

なお、指定管理料には吹田市プールの管理運営に関する人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費、賃借料、租税公課、負担金等全てを含みます。

- (3) 指定管理者は、施設の日常点検の結果又は使用者等からの通報により、施設・設備の破損等を発見した場合は、市に連絡のうえ迅速に修繕を行うものとし、その際、費用の負担は業務分担表に基づくものとします。

6 指定管理者として留意すべき事項

- (1) 個人情報の取扱い

指定管理者が行う公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他、個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守しなければなりません。また、個人情報の保護に関する法律を含む関連法令等について研修を行ってください。

- (2) コンプライアンス研修の実施

指定管理者は、施設の管理運営業務に関し、業務に従事する者が法令を遵守し業務を遂行するようコンプライアンス研修を行ってください。

- (3) 情報公開への対応

指定管理者は、吹田市情報公開条例の趣旨にのっとり、指定管理者が保有する情報（当該施設の管理に係るものに限る。）の公開について、市に協力するとともに、自らも施設の利用状況や業務に係る経理状況等の積極的な情報の公開に努めてください。

- (4) 環境への配慮

指定管理者は、環境に配慮した管理運営を行ってください。

また、市が実施する取り組みには積極的に協力してください。

- (5) 人権への実施

指定管理者は、施設の管理運営業務に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行できるよう、人権研修を行ってください。

- (6) 障がい者法定雇用率の達成への取組

障がい者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、法定雇用率を達成する義務を課しています。応募段階で障がい者法定雇用率を達成できていない場合は、障がい者雇入れ計画に基づき、当該管理施設における雇用を中心に誠実に履行してください。

- (7) 高齢者等の積極的な雇用

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の趣旨に則り、高齢者に対する就業の機会を確保するため、高齢者の雇用を積極的に行ってください。

- (8) 防災・安全対策の実施及び非常時の危機管理体制の確立

施設使利用者の安全を確保するため、適切な防災・安全対策を講じてください。

また、地震などの災害や事件などの危機事象発生時において、市をはじめ警察・消防等と連携をとりながら適切に対応できるよう、万全の危機管理体制を確立してください。

(9) 災害時等の対応

災害時における吹田市地域防災計画に基づき、管理運営に当たっては、他の使用に優先して行い、市に協力しなければなりません。

(10) 施設賠償責任保険等の加入

施設使用者の事故等に対応するため、施設賠償責任保険等の保険に加入してください。

(11) 優先的に利用する事業への支援

市の主催、共催、後援及び公用並びに市があらかじめ指定する事業を実施する場合は、会場の優先確保など、支援・協力を積極的に行ってください。

(12) (仮称) 利用者懇談会の設置

市民プールの管理運営についての意見を聴取するため、施設利用者で構成される「(仮称) 利用者懇談会」を設置し、おおよそ年2回開催してください。

(13) 男女共同参画への取組

指定管理者は、吹田市男女共同参画条例に基づき、指定管理業務の実施に当たり男女共同参画の推進に努めてください。また、男女の職場における対等な参画の機会の確保に努めるとともに、職場における活動と家庭等における活動の両立ができる環境の整備に努めてください。

(14) 吹田市スモークフリー推進庁内方針への理解

敷地内全面禁煙を徹底するとともに、喫煙による健康への害について啓発してください。

(15) 管理にあたって遵守すべき法令一覧

市民プールの管理運営を行うにあたり、以下の法令等の規定を遵守してください。

ア 労働関係法令 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法

イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

ウ 吹田市民プール条例（昭和37年吹田市条例第430号）同施行規則

エ 吹田市行政手続条例（平成9年吹田市条例第3号）

オ 施設維持、設備保守点検に関する法規、水道法、消防法、電気事業法その他関連法規・通知・要領等

カ その他関連法規・通知・要領等

(16) その他

上記以外においても、指定管理業務を行うに当たっては各種法令を順守してください。

7 事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度、市が指示する期日までに、指定管理業務及び自主事業の事業計画書及び収支予算書を提出するものとします。また、指定管理者は、市が計画内容について協議を求めた場合は、その

求めに応じなければなりません。

8 事業報告書等の提出

(1) 月次報告書

毎月10日までに、前月の月次報告書を提出すること。

(2) 事業報告書（年次）

施設の管理運営の適正化を図るため、当該年度指定期間終了後30日以内に、次に掲げる施設の管理運営に関する事項を記載した事業報告書を作成し、市に提出してください。

ア 業務の実施状況

イ 施設の利用状況

ウ 業務に係る経理の状況

エ 「(仮称)利用者懇談会」や利用者アンケートの実施状況及び利用者ニーズ(傾向と分析)と対処案等に関するまとめ

オ その他、市が必要と認めるもの

9 モニタリング・監査の実施等

(1) モニタリング

各年度の運営状況についてのモニタリング・評価を市及び指定管理者が協働で実施します。

(2) 第三者モニタリング

専門的かつ多様な視点での評価を行い、より効果的に業務やサービスの改善につなげるため、指定管理期間の2年目及び4年目において、第三者によるモニタリング・評価を実施します。

(3) 監査等

指定管理者は、市が監査その他の理由で管理運営について実地調査及び協議を求めた場合は、応じなければなりません。経営の健全化を確認するため、市は指定管理者及び構成団体の収支決算書を求める場合があります。

(4) 外部監査

市の包括外部監査において外部監査人が必要と認める場合は、監査の対象となる場合があります。その場合は必要な報告又は帳簿、書類等を提出してください。

(5) 是正勧告

毎年の事業報告書等に基づき、業務内容に改善が必要と認める場合は、市はその都度立ち入り調査、協議のうえ、指定管理者に対して業務改善勧告、是正勧告等を行います。

10 指定の取消し

市の是正勧告等に従わない場合、及び指定管理者の業務がこの要項で示す業務の基準を満た

していないと判断した場合は、指定期間中でもその指定を取消すものとします。

また、不可抗力で業務の継続が困難となった場合は、市と指定管理者で協議のうえ、指定を取消することができます。

1.1 リスク管理、責任分担に関する事項

指定管理者は、管理運営にあたり、施設並びに付帯設備及び備品等の貸与物品を損壊又は破損したときは、市が指定する日までに、原状に回復するか損害の相当額を賠償することとします。

ただし、施設等の価値を高める場合や、やむを得ないときは、市の承認により原状回復や撤去等を不要とします。なお、指定期間中の主なリスクについては、以下の負担区分を基本として対応します。

《リスク分担表》「○印」がリスク負担者

種 類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
(1) 法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議事項	
	指定管理者自らの団体運営に影響を及ぼす法令変更		○
	その他の法令変更	協議事項	
(2) 税制度の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす税制変更	協議事項	
	指定管理者に影響を及ぼす税制変更	協議事項	
(3) 物価変動	物価変動に伴う経費増	協議事項	
(4) 金利変動	金利変動に伴う経費増		○
(5) 要求水準の未達、事業の中止及び債務不履行	市の方針変更、手続き遅延等その他市の指示等によるもの	協議事項	
	指定管理者の責に帰すべき事由によるもの		○
(6) 計画変更	市の指示による事業内容等の変更	○	
(7) 運営費の変動	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
(8) 周辺地域・住民・利用者への対応	周辺地域・住民・利用者との協働及び指定管理業務内容、独自事業に対する要望、クレームへの対応		○
	上記以外の場合	○	
(9) 第三者賠償 (※)	指定管理業務内容、独自事業において第三者に損害を与えた場合 (管理瑕疵)		○
	第三者に損害を与えた場合 (設置瑕疵)	○	
(10) 施設利用者への損害 (※)	指定管理業務内容、独自事業において利用者へに損害を与えた場合		○
	上記以外の場合	○	
(11) 不可抗力	自然災害、争乱、暴動などにより業務の中止などの履行不能、施設利用者への損害及び施設・設備の損害等があった場合	協議事項	

種 類	内 容	負担者	
		市	指定 管理者
(12) 施設・設備の損傷	小規模なもの		○
	上記以外の場合	○	
(13) 情報管理	指定管理者の責めに帰すべき事由により漏洩した場合		○
(14) 資金調達	吹田市の支払い遅延・不能に関するもの	○	
	上記以外の場合		○
(15) 申請コスト	指定管理者指定申請に係るコスト		○
(16) 引継コスト	施設運営の引継ぎにかかるコスト (指定期間開始前の業務引継ぎ、業務引継書の作成、次の指定管理者への業務引継ぎ等)		○
(17) 施設使用料	施設使用料の保管・納付(使用料の徴収事務に係るもの)		○
(18) 事業の中止・延期	施設設置者の責任による利用の遅延・中止	○	
	指定管理者の責任による利用の遅延・中止		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
	法令その他制度の変更のために市の施設利用が困難になったことによる中止	○	
(19) 物品管理	指定管理者の故意又は過失により破損した貸与物品の修繕費用		○

※指定管理者が加入する保険で対応できる場合は、保険の適用を優先とする。

1 2 募集に際しての基本条件

(1) 応募資格

次の要件を満たす法人又は団体（以下「団体」という。）若しくは複数の法人又は団体が構成するグループであること。個人の応募は受けません。

グループで申請する場合は、すべての構成員が次の要件を満たす必要があります。

ア 市民プールすべての管理運営ができること

イ 次の（ア）から（ケ）までのいずれにも該当しないこと

（ア） 法律行為を行う能力を有しない者

（イ） 破産者で復権を得ない者

（ウ） 本市募集要項公表日の2年前の日以降に、地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた者

（エ） 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

（オ） 本市募集要項公表日の1年前の日以降に、本市指名停止要領別表に定める措置要件に該当する事案を生じた者（生起日については、事実の確認日とする）

（カ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又

はその構成員又はその密接関係者

(キ) 吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に規定する不当要求行為等を行ったことがある者

(ク) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者について、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていない者

(ケ) 国税及び地方税を滞納している者

ウ 応募者は、指定管理者候補者決定までの間に、アからイまでに定める応募資格の要件を満たさなくなった場合は、その応募資格を失うものとします。

エ 失格事由

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

(ア) 提出書類に著しい不備、虚偽又は不正があった場合

(イ) 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかった場合

(ウ) 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合

(エ) 指定管理者候補者選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

(オ) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 備品等の帰属

ア 指定管理料により購入した備品については市に帰属するものとします。

イ 指定管理者は市の所有する備品（市に帰属する備品を含む。）について備品台帳を備え、適正に保管を行うとともに、購入及び廃棄等を行う場合は、事前に市に報告するものとします。

(3) 業務分担

指定管理者と市の主な業務分担は、次の「業務分担表」によるものとします。

【業務分担表】

項	目	市	指定管理者
施設の運営（企画調整、利用指導、案内、警備、苦情対応、利用促進活動等）			◎
施設の管理（警備、清掃、施設保守点検、設備等法定点検、補修修繕、安全衛生管理、光熱水費支出等）			◎
管理事務所、倉庫内等の物品管理			◎
非常時における初動対応 （待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置）		○ （指示等）	◎

災害復旧（本格復旧）	◎	
施設の整備・改修及び備品の整備・更新	◎ (1件20万円以上)	◎
包括的管理責任（管理瑕疵を除く）	◎	

(4) 提案内容等の遵守

提案内容及び指定管理者として遵守すべき事項について、誠実に履行しない場合は、市がその履行を請求することとし、市の請求に従わないときは、その指定を取り消し又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

1.3 選定基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されること
 - (2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること
 - (3) 事業計画書、管理体制計画書の内容が安定した管理を行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること
 - (4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること
 - (5) 団体の所在地等が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること
 - (6) 施設の設置目的を効果的に達成し、市民の健康づくり、体力づくりに寄与できること
- 下記の選定基準及び評価項目に基づいて提案内容を審査します。

選定基準及び 評価項目	配点
(1) 市民の平等な利用が確保されること ア 施設の運営理念、運営方針 イ 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	20

<p>(2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること (自主事業の内容を含む) ア サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 イ 安定した施設管理のための具体的方策 ウ 安心・安全に利用できる施設とするための具体的方策</p>	30
<p>(3) 事業計画書、管理体制計画書の内容が、安定した管理を行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあること ア 安定的な管理運営が可能となる人的能力 イ 安定的な管理運営が可能な財政的基盤</p>	15
<p>(4) 収支計画書の内容が、施設の管理経費の縮減が図られるものであること (自主事業による利益の取組の提案を含む) ア 施設の管理運営に係る経費の内容</p>	15
<p>(5) 団体の所在地等が本市内であること、また、本市内で施設の設置目的に関連した事業等の実績があること ア 地域経済の活性化及び社会的貢献</p>	5
<p>(6) 施設の設置目的を効果的に達成し、市民の健康づくり、体力づくりに寄与できること ア 事業計画の内容が、具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる イ 施設の設置目的を達成するための利用促進の方策がとられている</p>	15
評価合計点	100

(7) 提案があった事業計画書等の説明

選定委員会は、審査の必要に応じて、提案があった事業計画について、申請団体から直接、説明を求めることがあります。この場合、事前に選定委員会に出席を求められる旨、団体に通知します。

(8) 選定結果

選定委員会の選定結果については、令和5年9月下旬頃に申請団体に書面で通知するとともに、審査結果の概要と指定管理者候補者の団体名をホームページなどで公表します。

(9) 選定スケジュール

- | | |
|------------|---------------|
| ア 申請要項等の配布 | 令和5年7月7日（金）から |
| イ 申請書類の提出 | 令和5年8月7日（月）まで |

ウ	選定委員会の開催	令和5年8月下旬または9月上旬
エ	選定結果の通知	令和5年9月下旬
オ	仮基本協定締結	令和5年10月上旬
カ	指定議案提案、議決	令和5年11月定例会
キ	指定通知	令和5年12月下旬

1.4 応募の手続き

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間 令和5年7月7日（金）から令和5年8月7日（月）まで
午前9時から午後5時30分まで（ただし、土曜日・日曜日及び祝休日を除く）

イ 配布場所 吹田市役所 文化スポーツ推進室（吹田市役所低層棟3階）
吹田市泉町1丁目3番40号 TEL 06-6384-2394 FAX 06-6368-9908

※ なお、下記の吹田市ホームページ(文化スポーツ推進室)からは、次の書類がご覧いただけます。<http://www.city.suita.osaka.jp/>

- (ア) 募集要項、管理運営基準
- (イ) 申請書他各種様式
- (ウ) 現地施設案内参加申込書
- (エ) 質問票

(2) 現地施設案内

ア 開催日時 令和5年7月11日（火）

対象施設である2施設を御案内します。（1施設30分程度）

なお、各館の移動については、各団体で行うようにしてください

片山市民プール 午後3時00分集合、午後3時05分見学開始

北千里市民プール 午後1時25分集合、午後1時30分見学開始

イ 申込方法

「現地施設案内参加申込書」を電子メールにより送信してお申込みください。

ただし、電話及び郵送による申込みはお受けできません。

なお、参加にあたっては、会場の都合により、1団体2名以内でお願いします。

申込期限 令和5年7月10日（月）正午まで

メールアドレス spo-shisetsu@city.suita.osaka.jp

(3) 質問

募集要項に関して質問がある場合は、電子メールで「質問票」（エクセル）データを添付し、送信してください。

申込期限 令和5年7月18日（火）午後3時まで

※質問についてはこれ以降、受け付けいたしません。

メールアドレス spo-shisetsu@city.suita.osaka.jp

回答日 令和5年7月31日（月）にホームページに掲載します。
午前中に「吹田市ホームページ」で、関連項目ごとに回答の掲載予定ですが、質問の内容等により当該部分の回答の掲載が後日に延期することがあります。
なお、質問の回答は、この要項の追加事項として取り扱います。

（４）応募書類の受付

ア 提出期間

令和5年7月7日（金）から令和5年8月7日（月）まで
午前9時から午後5時30分まで（土曜日・日曜日及び祝休日は取り扱いません）
なお、提出期限を経過した後は、書類の変更や追加を含め、受け付けいたしません。

イ 提出場所

吹田市役所 文化スポーツ推進室（吹田市役所低層棟3階）
※提出書類は必ず持参してください。郵送された提出書類は受け付けません。

ウ 提出部数

書類は、A4版又はA3版で正本1部と各写し10部を同時に提出してください。
※書類の提出は、1申請者につき1提案とします。
なお、各写しについて、審査の公平性を帰するため、企業名、住所、電話番号、代表者名等を黒塗り等でわからないようにしてください。

（５）その他

応募資格を有しないと認められる方からの質問、現地施設案内への出席は、お断りすることがあります。

1.5 応募にあたっての提出書類

（１）提出書類

ア 吹田市民プール指定管理者指定申請書

イ 事業計画書

施設の管理に関する業務を最も適正かつ確実にを行うことができるよう、下記の点に留意し指定期間にわたって作成してください。

（ア）市民の平等な利用が確保されること

（イ）施設の効用を最大限に発揮するものであること

（ウ）施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか又は確保できる見込みであること

（エ）施設の管理経費の縮減が図られるものであること

（オ）施設の設置目的を効果的に達成し、市民の健康づくり、体力づくりに寄与できること

ウ 収支計画書

収支計画書は、令和6年度から令和10年度間で年度ごとに作成してください。

各市民プールごとの内訳も提出してください。

エ 管理体制計画書

人員配置等について、指定期間にわたって作成してください。

各市民プールごとの人員配置等が判るように記載してください。

オ 個人情報の取扱いに係る責任体制等計画書

個人情報を適切に管理するため、報告手順等について具体的に記載してください。

カ 団体の決算報告書及び事業報告書

最近3事業年度の決算報告書（科目内訳書を含む）及び事業報告書又はこれらに類するもの（経営実績が3か年に満たない団体にあつては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類）

（グループ企業の連結決算の場合は、連結決算報告書も提出してください。）

キ 定款、寄附行為、会則又はこれらに準じるもの

ク 団体の概要を記載した書類

（ア）法人にあつては、登記事項証明書

（イ）役員又は代表若しくは管理人その他のこれらに準ずる者の名簿

（ウ）組織及び運営に関する事項を記載した書類（本社及び事業所所在地、設立年月日、沿革、従業員数、経営理念・方針、組織図、主たる事業の概要や実績、売上高等を記載した書類）

ケ その他

（ア）誓約書

（イ）納税証明書（届出日において発行の日から3か月以内のもの）

（ウ）グループ構成員届出書（グループで応募する場合のみ）

（エ）グループ協定書（グループで応募する場合のみ）

（2）複数の団体が構成するグループで応募する場合

複数の団体がグループを構成して応募する場合は、代表者を定め【事業計画書】にその旨を明記してください。この場合、（1）のカ定款、寄附行為、会則又はこれらに準じるものからクの（イ）納税証明書までの書類は、すべての団体について提出するとともに、（1）のクの（ウ）「グループ構成員届」及び（エ）「グループ協定書」を提出してください。

なお、単独で応募した団体は、グループでの応募の構成員となることはできません。また、複数のグループにおいて同時に構成員となることもできません。

応募書類の提出後は、代表する団体及びグループを構成する団体の変更は認めません。

（3）申請に当たっての留意点

ア 提出書類の取扱い

（ア）提出書類は理由の如何を問わず返却しません。

（イ）提出書類は、これを書き換え、差し換え、又は撤回することはできません。

（ウ）市が提示する書類等や申請団体の提出書類等の著作権はそれぞれのものに帰属します。

ただし、市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるもの
とします。

(エ) 提出書類の不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

イ 特許権等

提出書類等の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令
に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用い
た結果生じた事象に係る責任は、全て申請団体が負うものとします。

ウ 提出書類に関する情報公開の取扱い

提出書類の情報公開請求があった場合は、吹田市情報公開条例に基づき公開の諾否を決
定します。

1 6 指定管理者の選定

(1) 選定方針

施設の指定管理者には、吹田市民プールを最も適正かつ確実に管理運営を行うことができ
るとみられる者を選定します。

(2) 審査方法

吹田市民プール指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が、提出され
た書類等を下記の選定基準に基づいて審査し、指定管理者候補者と次点者を選びます。

なお、応募が1団体であっても選定委員会において審査し、指定管理者候補者の適否を判
断します。

ただし、次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に著しい不備があった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 関係法令に違反若しくは本要項から著しく逸脱した提案である場合

エ その他不正行為があった場合

(3) 審査結果

選定委員会の審査結果については、令和5年9月下旬に応募団体に書面で通知すると
ともに、審査結果の概要をホームページなどで公表します。

このうち、指定管理者候補者については、応募団体の名称も合わせて公表します。

(4) 指定管理者候補者等の選定

選定委員会の審査結果に基づき、指定管理者候補者及び次点者を選定します。

なお、指定管理者候補者や次点者に事故等があるなど、特別な理由があるときは、応募団
体の中から、新たに指定管理者候補者を選定することがあります。

1 7 指定管理者の指定

指定管理者候補者は、市議会での議決を経た後に市が指定管理者として指定します。

18 協定の締結

指定管理者候補者を選定したときは、市議会へ指定管理者指定に係る議案を提出するまでに、指定管理者候補者と管理内容の細部について協議を行い、仮基本協定を締結します。仮基本協定は、指定管理者の指定とともに本基本協定となります。本基本協定の発効により、令和6年度から令和10年度まで、単年度ごとに年度協定を締結します。

(1) 基本協定の項目

- ア 指定期間に関する事項
- イ 管理業務の内容に関する事項
- ウ 使用の許可に関する事項
- エ 個人情報の保護に関する事項
- オ 機密の保持に関する事項
- カ 情報の公開に関する事項
- キ 事業報告に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 損害の賠償に関する事項
- コ 再委託の禁止に関する事項
- サ その他市長が必要と認める事項

(2) 年度協定の内容

当該年度の指定管理料に関する事項

19 その他

- (1) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定を取り消すことがあります。
- (2) 指定管理者が協定の締結までに、事業の履行が確実にないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なうなどにより指定管理者として相応しくないと認められるときは、その指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- (3) 指定管理者の指定を取り消された場合は、次点者を市議会での議決を経た後、指定管理者に指定します。
- (4) 指定管理期間中に、市の政策方針等により、当該施設の全部、または一部を閉鎖するなど、指定管理内容に変更が生じた場合は、誠意をもって協議に応じること。

20 問合せ先

大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市 都市魅力部 文化スポーツ推進室

電話 06-6384-2394 ファックス 06-6368-9908

メールアドレス spo-shisetsu@city.suita.osaka.jp